持続可能なきのこ生産資材供給支援事業実施要領

平成29年3月30日 県流第791号

一部改正 平成31年3月11日 県流第843号

一部改正 令和 4年4月 1日 県流第 20号

一部改正 令和 5年4月 3日 県流第 40号

第1 趣旨

しいたけ産地の低コスト生産体制の整備及び県産材の利用拡大のため、県産材の原木の共同購入に対して助成する。

その取扱は、岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号)及び岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱(平成18年4月1日付け林第7号、以下「要綱」という。)、岐阜県林政部所管補助金等確認要領(平成18年4月1日付け林第65号林政課長通知(以下「確認要領」という。)によるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、複数の生産者で組織されるしいたけ生産者団体とする。

第3 採択基準

共同購入する原木は、概ね20,000本以上で、県産材の原木であること。

第4 事業の内容

- 1 知事は、事業実施主体が県産材のしいたけの原木を共同購入する場合、予算の範囲 内で事業実施主体へ補助金を交付する。
- 2 原木の共同購入に対する補助上限は20円/本とする。
- 3 共同購入期間は、補助金交付決定日から交付決定日の属する年度の2月末日までとする。

ただし、3月1日から3月31日までに行ったその共同購入については、次年度における補助対象事業とすることができる。

第5 事業の計画

1 この事業を実施しようとする事業実施主体は、事業計画書(別記第1号様式)を作成し、所管の農林事務所長(以下「所長」という。)を経由して知事へ提出するものとする。

なお、複数の農林事務所管内の生産者で組織される事業実施主体は、事業計画書を 知事へ提出するものとする。

- 2 知事は、提出された事業計画書を審査し、これを適当と認めた場合は、所長を経由 して又は直接、事業実施主体に事業計画の承認(別記第2号様式)を通知する。
- 3 事業実施主体は、補助対象事業費の20%を超える増減を伴う計画の変更が生じた場合は、速やかに変更計画書(別記第1号様式)を作成し、所長を経由して知事へ提出するものとする。なお、提出を受けた所長は、あらかじめ知事の承認を受けなけれ

ばならない。

第6 事業の内示

- 1 知事は、第5の事業計画を審査し、補助金の額を決定し、所長又は事業実施主体へ 通知するものとする。
- 2 所長は、通知を受けた補助金の額に基づいて補助金の額を事業実施主体へ通知をするものとする。

第7 補助金の交付申請

事業実施主体は、知事又は所長から補助金の内示を受けたときは、速やかに要綱第4条に定める補助金交付申請書(要綱第1号様式)に事業計画書(別記第1号様式)及び収支予算書(要綱第2号様式)を添付して知事又は所長に提出するものとする。

第8 補助金の交付決定

知事又は所長は、事業実施主体から補助金の交付申請を受けたときは、その内容を 審査して補助金の額を決定し、事業実施主体へ通知するものとする。

第9 実績報告

事業実施主体は、事業が完了したときは要綱第8条に定める実績報告書(要綱第7号様式)に事業実績書(別記第1号様式)及び収支決算書(要綱第10号様式)を添付し知事又は所長に提出するものとする。

2 実績報告書の提出を受けた知事又は所長は、確認要領に基づき当該事業の執行状況 の確認を行う。

第10 報告等

所長は、翌年度の4月30日までに実績報告書の写しに事業実績書および収支決算書の写しを添えて知事に提出する。

附則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 菌床シイタケ産地強化事業実施要領(平成27年3月30日付け県流第674号林 政部長通知)第5の2の規定により承認された「菌床シイタケ産地強化事業計画書」 は、当要領第5の2の規定により承認されたものとする。

附則

- 1 この要領は、平成31年3月11日から施行する。
- 2 しいたけ産地活性化事業実施要領(平成29年3月30日付け県流第791号林政 部長通知)第5の2の規定により承認された「しいたけ産地活性化事業計画書」は、 当要領第5の2の規定により承認されたものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。